

令和5年5月8日

保護者 様

佐世保市立白南風小学校
校長 三代 直正

新型コロナウイルス対応について（お願い）

若葉の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝にてお過ごしのこととお喜び申し上げます。

さて、この度、学校保健安全法施行規則の一部が改正され、5月8日から施行されることとなりました。改正後の学校としての新型コロナウイルス感染症対策は以下のとおりいたしますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童に対する出席停止の期間は、「発生した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とします。
- 2 同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童であっても、濃厚接触者としての特定は行わないこととなり、児童本人が新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない場合は、直ちに出席停止の対象とはなりません。
- 3 感染が不安で学校を休ませたい場合等、学校にご相談ください。
- 4 児童本人が発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校させないようお願いいたします。なお、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の区別をすることは困難であることから、軽微な症状であることをもって、登校を一律に制限することはいたしません。
- 5 児童や保護者様の意向に基づかず、医療機関での検査や検査キットによる自己検査を求めることはいたしません。
- 6 5類感染症移行後においても、引き続き「手洗い」や「換気」等の基本的な感染症対策は行っていますが、毎日の体温チェックカードの提出を求めることはいたしません。なお、教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本いたします。